

更なる見直しのポイント

- ◆初回申請では、振分け期間(2月を超えない期間)を設け、振分け結果を速やかに在留資格上の措置に反映
- ◆庇護が必要な申請者に対する更なる配慮
難民該当性が高い申請者及び人道配慮の必要性が高い申請者には、判明した時点で速やかに、「特定活動・6月(就労可)」を付与し更なる配慮
- ◆濫用・誤用的な申請への厳格な対応
 - ・ 初回申請でも難民条約上の迫害事由に該当しない事情を申し立てる申請者や、再申請者(難民該当性が高い申請者及び人道配慮の必要性が高い申請者は除く。)は、**在留制限**
 - ・ 在留制限をしない場合でも、本来の在留資格(技能実習、留学など)に該当する活動(在留活動)を行わなくなった後に申請した申請者や、出国準備期間中に申請した申請者は、**就労制限**。この場合の在留期間は、3月(従前の6月から短縮)

更なる見直しの具体的内容

	現行	更なる見直し (黄色部分)
在留制限	正当な理由なく3回以上の申請を行った申請者	条約外事由を申し立てる申請者(初回申請)
	条約外事由を申し立てて2回目の申請を行った申請者	再申請者(注)
就労制限	生計維持能力のある申請者	生計維持能力のある申請者
	正当な理由なく2回目の申請を行った申請者	在留活動を行わなくなった後に申請した申請者(初回申請)
		出国準備期間を付与された後に申請した申請者(初回申請)
迅速処理	条約外事由を申し立てる申請	条約外事由を申し立てる申請
	正当な理由のない複数回申請	再申請
		在留活動を行わなくなった後の申請
		出国準備期間を付与された後の申請

(注) 難民条約上の難民である可能性が高いと思われる申請者又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる申請者を除く。